

## ○教学マネジメント室規程

〔 令和 2 年 1 月 2 3 日  
法人規程第 1 3 号 〕

改正 令和 4 年 法人規程第 1 4 号

### 教学マネジメント室規程

#### (趣旨)

第 1 条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 16 年法人規則第 1 号）第 35 条第 1 項に規定する特別な組織として設置する教学マネジメント室の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第 2 条 教学マネジメント室は、筑波大学（以下この条において「本学」という。）の学群、学類、学術院、研究群、専攻及び学位プログラム（次条において「学位プログラム等」という。）の質保証及び質向上を支援するとともに、体系的なファカルティ・ディベロップメント活動の推進及び大学等の機能及び高等教育に係る調査研究を行い、もって本学の教育の発展及び学修の充実に資することを目的とする。

#### (業務)

第 3 条 教学マネジメント室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学位プログラム等の教育の質保証及び質向上に関すること。
- (2) 学位プログラム等の新設又は改組等に伴う質保証の審査に関すること。
- (3) 教育に係る教育組織の表彰に関すること。
- (4) 全学的なファカルティ・ディベロップメントの企画及び実施並びに部局におけるファカルティ・ディベロップメント活動の支援に関すること。
- (5) 教育及び学修に係るインスティテューション・リサーチ（次号において「教学 I R」という。）に関すること。
- (6) 教学 I R に必要な環境整備に関すること。
- (7) 大学等の機能に係る研究並びに実践可能な大学等のモデルの開発、試行及び提供に関するここと。
- (8) 高等教育に係る研究の企画及び実施に関すること。
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 4 条 教学マネジメント室は、教育を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）が職員のうちから指名する室員で組織する。

#### (室長)

第 5 条 教学マネジメント室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。

2 室長は、教学マネジメント室の業務を総括する。

(室員の任期)

第6条 室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(運営会議)

第7条 教学マネジメント室に、業務に関する事項について協議及び連絡調整を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 担当副学長
  - (2) 室長
  - (3) 室員
  - (4) 担当副学長又は室長が必要と認める者
- 3 運営会議に議長を置き、前項第2号の構成員をもって充てる。
- 4 議長は、運営会議を主宰する。
- 5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(運営会議の開催)

第8条 運営会議は、毎月1回開催することを常例とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

(部門)

第9条 教学マネジメント室に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 学位プログラム支援部門
  - (2) 教育力向上部門
  - (3) 教学I R部門
  - (4) 高等教育研究部門
- 2 学位プログラム支援部門は、第3条第1号から第3号まで及び第9号に掲げる業務を行う。
  - 3 教育力向上部門は、第3条第4号及び第9号に掲げる業務を行う。
  - 4 教学I R部門は、第3条第5号、第6号及び第9号に掲げる業務を行う。
  - 5 高等教育研究部門は、第3条第7号から第9号までに掲げる業務を行う。

(部門の構成員)

第10条 前条第1項第1号から第4号までの各部門は、室員のうちから担当副学長が指名する構成員をもって組織する。

(部門長)

第11条 第9条第1項第1号から第4号までの各部門に部門長を置き、当該部門の構成員のうちから担当副学長が指名する。

(タスクフォース)

第12条 教学マネジメント室に、特定の専門的な事項を調査検討させるため、タスクフォース

を置くことができる。

- 2 タスクフォースの構成員は、当該調査検討事項に関し識見を有する者のうちから、担当副学長が指名する。
- 3 タスクフォースの構成員は、当該調査検討が終了したときは、退任するものとする。

(事務)

第13条 教学マネジメント室に関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部教育機構支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この法人規程に定めるもののほか、教学マネジメント室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 筑波大学ファカルティ・ディベロップメント委員会の設置に関する取扱い（平成18年11月16日教育研究評議会）及び教学マネジメント室（仮称）設置準備室要項（平成31年2月21日学長決定）は、廃止する。

附 則（令4.7.28法人規程14号）

この法人規程は、令和4年7月28日から施行する。